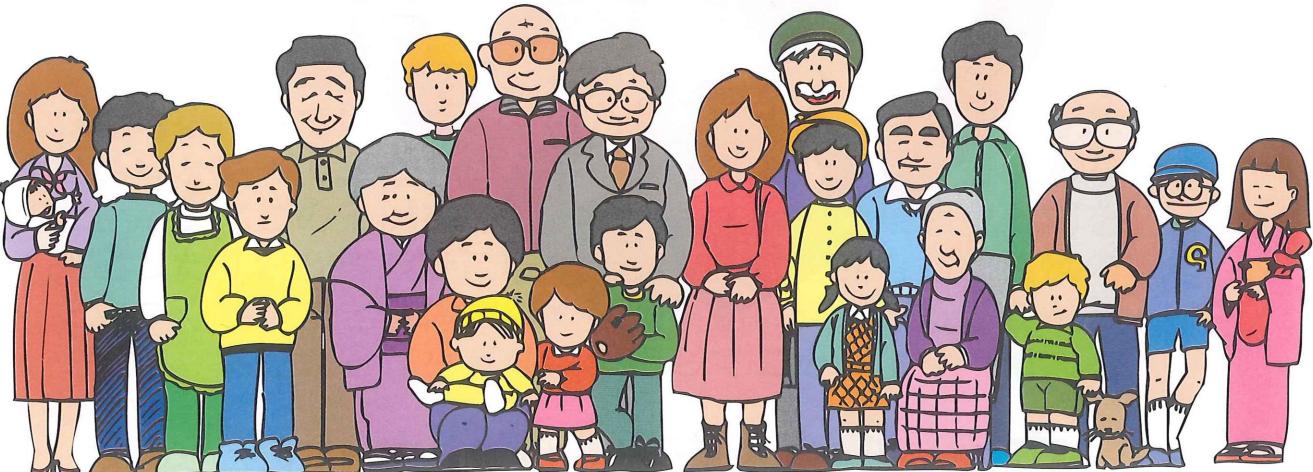


四国中央市自治基本条例

基本理念：市民が主役の市民自治の確立

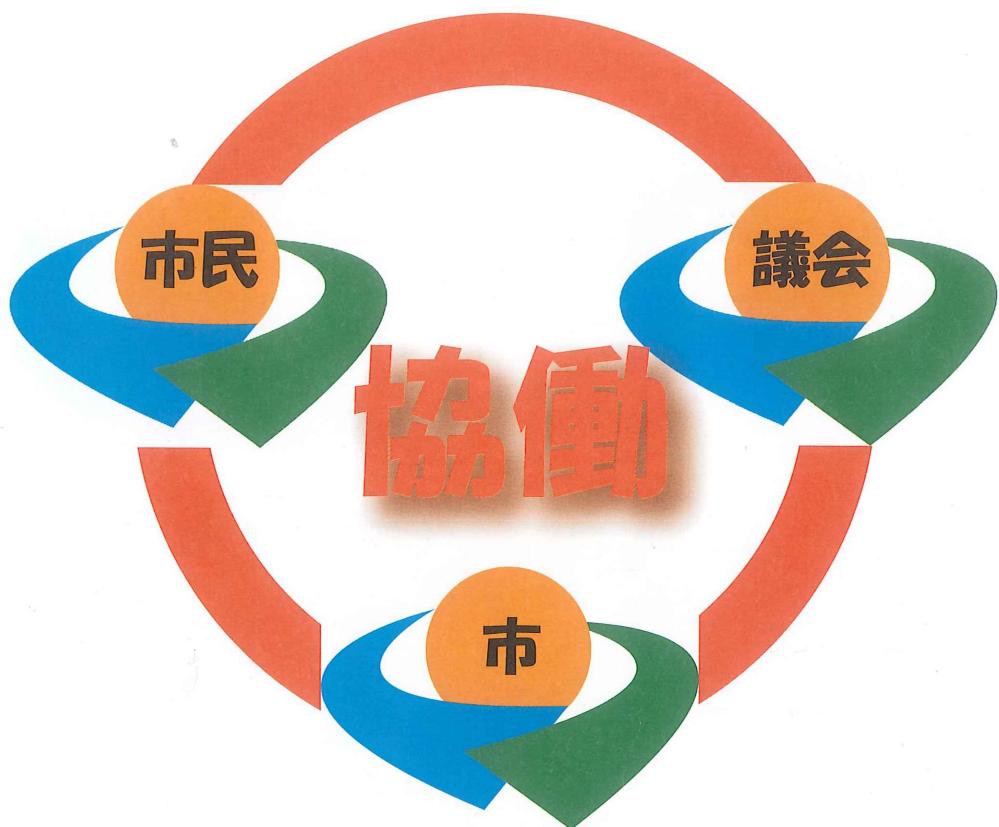
協働によるまちづくり



平成19年7月1日施行

四国中央市

自治基本条例は 新しいまちのルールです。



市民、議会、市が一体となって
協働のまちづくりの実現に向けて取り組み
誇りと愛着を持てるまちに

自治基本条例施行によせて



四国中央市自治基本条例が施行されました。

思い起こせば、平成17年4月、完全公募制による「自治基本条例検討委員会」発足以来、2年3ヶ月、延べ250時間という時間をかけ、議論を積み重ね、本当に素晴らしい条例が制定されたと思っております。これもひとえに、検討委員会や議会の小委員会をはじめ、市民の皆様方のご理解、ご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

地方分権下、自治体の自己決定、自己責任が問われる中、協働のまちづくりを確立した自治体が未来永劫発展していくと言っても過言ではありません。

この条例は、市民が主役の市民自治の確立を基本理念として、市民、議会、市の三者が一体となって、協働のまちづくりを行っていくうえでのルールです。条例が施行されたからといって、直ちにまちが変わるというものではありませんが、この条例を最高規範として、個別条例や要綱を制定したり、制度設計に取り組み、情報を共有し、協働のまちづくりができる体制づくりを早期に整備する必要があります。また、それを有効に活用してこそ、生きた条例になります。

みんなでこの条例を育てていけたらと考えておりますので、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

四国中央市長 井原 巧

目 次

| | |
|------------------------------|-------|
| 前文 | 2ページ |
| 第1章 総則(第1条—第4条) | 3ページ |
| 第2章 市民 | |
| 第1節 市民(第5条—第10条) | 6ページ |
| 第2節 コミュニティ等(第11条・第12条) | 8ページ |
| 第3章 議会(第13条・第14条) | 10ページ |
| 第4章 市 | |
| 第1節 市の責務(第15条・第16条) | 11ページ |
| 第2節 市政運営(第17条—第22条) | 12ページ |
| 第5章 情報の共有(第23条・第24条) | 16ページ |
| 第6章 市政への参画(第25条—第28条) | 17ページ |
| 第7章 連携及び交流(第29条・第30条) | 19ページ |
| 第8章 市民自治推進委員会の設置等(第31条—第33条) | 20ページ |
| 附則 | |



前文

私たちのまち四国中央市は、平成16年4月に川之江市、伊予三島市、宇摩郡土居町、宇摩郡新宮村の2市1町1村が合併して誕生しました。

先人の英知と不断の努力によって築かれた水資源や法皇山脈と四国山地の縁豊かな山々、燧灘に面する恵まれた自然環境を源として、いにしえからの歴史と伝統文化を伝承しながら地域社会を形成してきました。

私たちのまちは、四国の中央に位置する地勢、さらにこの地域の多様な特性を生かし交通・物流・情報の交流拠点として、また全国屈指の「紙のまち」として発展を続けています。

私たちは、これらを礎としながら、こよなく愛するこのまちを守り、はぐくみ、次の世代へ引き継ぐ使命があります。

今、自治体においては自己決定や自己責任が求められている中で、私たちは、市民一人ひとりの幸せを希求し、自ら考え、行動し、ルールをつくり、共に自立できる地域社会を創造していくなければなりません。

そのためには、市民、議会、市が一体となって情報を共有し、互いに協力し合いながら協働によるまちづくりに取り組むことが必要です。

ここに私たちは、「市民が主役の市民自治の確立」を基本理念として、市民の権利と責務、議会や市の役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを実現するため四国中央市の最高規範となるこの条例を定めます。

◆前文は、この条例を制定するに当たっての背景やまちづくりの基本的な考え方を述べています。

【解説】

私たちの取り巻く環境、人々の暮らしは、社会が成熟し、物質的な面で豊かさを享受できるようになった反面、人の価値観も複雑で多様化するようになってきました。さらに、急激な少子高齢化の進展による人口構造の変化、国や地方自治体の債務肥大化による厳しい財政状況の下、行政だけで多様化する市民ニーズには対応しきれなくなっていました。

加えて、地方分権が推進されるなか、国と地方の関係を対等、協力へと改め、地方自治体には、自分たちの地域のことは自ら考え、決定し、その責任を負うことを求めています。

これらを背景とする社会システムの変革により、私たち市民のあり方、自治体のあり方を見直す転換期を迎えてます。

折りしも、私たちのまち四国中央市は、平成16年4月に川之江市、伊予三島市、宇摩郡土居町、同郡新宮村が合併して誕生した新しいまちです。

この新しいまちで活動する私たちは、先人の英知と不斷の努力によって築かれたこのまちの歴史や文化、そして恵まれた自然環境を礎として、このまちを守り、はぐくみ、次の世代に引き継がなくてはなりません。

そのためには、市民、議会、市が一体となって、それぞれの役割に基づいてその責任を果たしつつ、互いに足りない面を補い合い、そして協力し合う(このことを協働といいます。)ことによってまちづくりに取り組むことが何よりも大切であるといえます。

私たちは、市民の権利や責務、議会と市の役割や責務、さらに市民自治の基本的なルールをこの条例で定め、四国中央市の最高規範であることを宣言し、協働をキーワードとしてまちづくりを推進しようとするものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が主役の市民自治の確立を基本理念として、市民、議会及び市の責務等を明らかにし、自治の基本的事項を定め、協働によるまちづくりを実現することを目的とします。

◆第1条は、この条例の制定目的を定めています。

【解説】

この条例の目的は、市民が主役の市民自治の確立を基本理念としながら、協働によるまちづくりを実現することですが、そのためには市民、議会、市の役割や責務を明らかにすること、もう一つは自治の基本的な事項を定めること、この二つの決め事を明確にすることによってその実現を図ろうとするものです。

・「市民が主役の市民自治」とは、市民の手によって自分たちのまちは自分たちの意思と責任によって治めることをいいます。四国中央市は、この市民が主役の市民自治を推進し、その確立に努めることを基本理念とするもので、この市民自治の確立こそが四国中央市が目指す自治の姿です。

・「協働によるまちづくり」とは、第4条に定めるまちづくりの目標を具現化するために市民、議会、市の三者が一体となってそれぞれの役割や責務のもとに補完し合い、協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。
- (2) 議会 直接選挙による議員によって組織された市の議事機関をいいます。
- (3) 市 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関(議会を除きます。)をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び市が互いに尊重し、補完し合いながら、同じ目的のために協力して活動することをいいます。
- (5) コミュニティ 市民が互いに助け合い、地域をよりよくすることを目的として形成されたつながり、組織又は集団のことをいいます。

◆第2条は、用語の意義について定めています。

【解説】

この条例を解釈するに当たって明確にしておかなければならぬ五つの用語について解説するものです。

■第1号では、「市民」について定めています。

このまちで働く者、学ぶ者、事業を営むもの、活動するものの個人や団体を問わず、このまちに集うこれらの人たちは、まちを構成する一員として欠かすことができないことから、地方自治法第10条に規定する住民に限らず、市内に住所を有しなくても、このまちで活動するこれらの人も含めて幅広く市民としています。

※ 地方自治法第10条第1項では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と定められています。

この場合の「住所を有する者」とは、個人、法人であることを問わず、また人種、国籍、性、年齢、行為能力を問わないと解されています。

参考までに、民法第22条では、「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と定められています。

■第2号では、「議会」について定めています。

地方自治法第10条に規定する住民の直接選挙により選ばれた議員によって組織された合議制の議事機関のことをいいます。

■第3号では、「市」について定めています。

地方自治法、公営企業法及び消防組織法それぞれの規定により市に置かれる執行機関すべてをいいます。議会は、議事機関としてその権限に基づいてまちづくりの一翼を担うことから本号の市には含めていません。具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、水道局、消防本部です。これら市の執行機関に属する職員も含むこととしています。

■第4号では、「協働」について定めています。

第4条に定めるまちづくりを推進するためには、市民、議会及び市が一体となって、それぞれの役割に基づいてその責務を果たしつつ、この三者が対等な立場でお互いに足りない面を補い合い、そして協力して活動することが必要です。このような趣旨のことをこの条例では協働といいます。

■第5号では、「コミュニティ」について定めています。

地域をより良くすることを目的に結成された集団、組織やそのつながりすべてのものをいいます。営利を目的として活動する企業組織であっても、本号の趣旨による活動を行う場合は、この条例でいうコミュニティに含まれます。具体的には、自治会、町内会などの地縁による団体、NPO、ボランティア団体などの目的団体、農業協同組合、青年団、婦人会などの公共的団体等のほかに地域の美化活動や防災活動等に取り組む小グループによるサークルや集団など本号の趣旨に適するものはすべて含むこととしています。

(最高規範)

第3条 この条例は、四国中央市の最高規範であり、市民、議会及び市は、誠実にこれを遵守します。

2 市及び議会は、市が定める計画の策定又は変更及び条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

◆第3条は、この条例が最高規範であることを定めています。

【解説】

どの条例も規範としての効力は同一で優劣をつけることはできませんが、四国中央市の姿勢として最高規範であることを示し、この条例をいかなる者がいかなる場合にも誠実に遵守することを求めています。

したがって、市の機関が定める様々な計画を策定又は変更するときや条例等を制定又は改廃するときは、この条例との整合性を図り体系的に整備しなければなりません。

■第1項では、この条例を四国中央市の最高規範として位置づけ、三者が誠実に遵守しなければならないことを定めています。

■第2項では、第1項を踏まえて、市及び議会は、市が定める計画の策定や変更をはじめ、中止や廃止等の見直し、条例その他の規程の制定や改廃をするときには、この条例の趣旨を尊重することを定めています。

・「四国中央市の最高規範」とは、この条例を本市の法体系の最上位として位置づけ、いわば四国中央市の憲法であることを意味します。

・「市が定める計画」とは、総合計画を初めソフト、ハード両面において市が定める計画すべてをいいます。

・「条例等」とは、条例、規則、規程、要綱、要領など市や議会が定める規範のすべてをいいます。

(まちづくりの目標)

第4条 市民、議会及び市は、次に掲げるまちづくりに努めます。

- (1) 互いに尊重しまちづくりに参画できるまち
- (2) まちの文化に誇りを持ち活力あふれるまち
- (3) 互いに助け合い安心して暮らせるまち
- (4) 自然を大切にし環境の保全及び創造に取り組むまち
- (5) 将来のまちづくりを担う人材育成に取り組むまち

◆第4条は、まちづくりの目標を定めています。

【解説】

人が活動するときは何らかの目標を設定します。これと同様にまちづくりを推進する上でも目標を定めることは重要であり、ある意味では当たり前のことです。最高位に位置づけるこの条例で定めること自体に意義があります。

したがって、第1条の基本理念に基づいて、この条例でまちづくりの目標を示し、この目標にそって協働によるまちづくりを推進し、その実現を図ろうとするものです。

■第1号は、互いに尊重しまちづくりに参画できるまちについてです。

市民、議会、市の置かれている立場はそれぞれ異なっています。まちづくりへのかかわり方や度合いも当然異なります。この三者がお互いの立場を認め合い、尊重し合うことが大切です。

従来の自治では、施策の立案や実施をすべて市が独自に行い、市民の意思が反映されることが希薄でしたが、これからの中は、施策の立案や計画の段階から評価する過程に至るまで、いずれの過程においても市政に参画できる体制の構築が求められています。

このことこそが、この条例でいう市民が主役の市民自治そのものを意味します。したがって、四国中央市は、この市民自治の確立のために、いろいろな手段によってだれもがまちづくりに参画できるまちを目指すものです。

・「参画」とは、施策の立案から実施、評価に至るまで責任を持って主体的に関与することをいいます。参画は、参加より関与の度合いが強

■第2号は、まちの文化に誇りを持ち活力あふれるまちについてです。

まちの発展は、これまでの歴史や文化を礎として成り立っていることを踏まえ、だれもが自分たちのまちの歴史や文化を学習し、そして誇りを持つことが大切です。その文化を守り、そしてはぐくみ、次の世代へ継承することは、まちの活性化にもつながります。さらに、新しいこのまちの文化を築くことも重要であることから、文化に誇りを持って個性豊かな生き生きとしたまちを目指すものです。

■第3号は、互いに助け合い安心して暮らせるまちについてです。

子どもや高齢者、そして障害者などだれもが心豊かに暮らせる地域社会の実現は、市民が等しく願っています。その実現には行政サービスの充実はもちろんですが、地域で市民が互いに助け合い活動することが市民自治の確立につながるとの観点から、だれもが安心して暮らせるまちを目指すものです。

■第4号は、自然を大切にし環境の保全及び創造に取り組むまちについてです。

このまちは、豊かな自然の恩恵を受けて発展してきました。これからもその自然を守り、生活していくなければなりません。今日、地球規模での環境問題が深刻化している中で、それぞれの地域においても環境への負荷を低減する取り組みが必要になります。今後は、大気汚染や水質汚濁などの公害防止にとどまらず、省資源、省エネルギー、ごみのリサイクルなど市民一人ひとりが環境問題を認識しつつ、地球環境にやさしい資源循環型社会の創造を目指す幅広い取り組みが必要であることから、環境の保全及び創造に取り組むまちを目指すものです。

■第5号は、将来のまちづくりを担う人材育成に取り組むまちについてです。

協働によるまちづくりをより効果的に行うためには、様々な能力や個性を持った人たちが力を合わせて行うことが重要です。人と人とのつながりがまちづくりの原動力になるものです。そのためにも自立性の高い市民が育ち、市民がまちづくりの主役であるという意識づけ、そして意欲的にまちづくりへ参画する強い動機づけが継続して行われるように、将来のまちづくりを担う人材を育てるまちを目指すものです。



第2章 市民

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) 市政に参画する権利
- (3) 市に意見、要望を表明し、又は提案する権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

◆第5条は、市民の権利を定めています。

【解説】

市民には多くの権利があります。ここでは、市民が市民自治の主役として協働によるまちづくりを実現する上で、原則として、市民は、四つの権利を有することを明らかにするものです。

■第1号は、知る権利についてです。

市民が市政の現状や課題、事務事業の決定や実施方法などの情報を知らないことは市政へ参画することはできません。このことにより情報を知ることは、市政参画の前提となるとの考え方から権利として定めたものです。

■第2号は、参画する権利についてです。

法に基づく市政へのかかわりには、参政権、条例の制定改廃請求権、監査請求権、議会の解散や長の解職請求権などの法定権利があります。これらの法定権利だけでなく、自治の推進には主体的に市政に参画することが不可欠であることから、各種審議会等への参画を初め施策の立案、計画、実施や評価などの様々な過程においても参画できるよう権利として定めたものです。

市民参画においては、市民の自主性を尊重するもので、市政への参画をすること又はしないことにより、不利益な取り扱いは受けません。

■第3号は、意見、要望を表明し、又は提案する権利についてです。

市民が自らの意見や要望を言うことも市政に参画することと同じです。したがって、協働によってまちづくりを推進するためには、市民自治の主役である市民が提案した意見や要望などを的確に反映させることは重要です。このことから、いかなる市民にも権利として定めることによってまちづくりを推進しようとするものです。

■第4号は、行政サービスを受ける権利についてです。

地方自治法第10条第2項には、「住民はその属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し…」と定められています。このことから、自治体に属する住民ならば何人も区別なく平等に行政サービスを享受できる権利が法的に認められています。この法定権利は、この条例の定めによる市民のうち本市に住所を有する市民に限定されます。行政サービスの中にはこの条例でいう市民にも受けることができるサービスもありますが、すべての市民がサービスを受けられるとは限りません。

したがって、住民のみが受けることができるサービスや市民が受けられるサービスは、そのサービスごとに条例等で定められることとなります。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

- 2 市民は、互いに人権を尊重し、協力し合います。
- 3 市民は、市政運営に伴う負担を分任します。

◆第6条は、市民の責務を定めています。

【解説】

市民の権利は、当然尊重されるべきです。しかし、権利を主張するだけでは、自治は成り立ちません。

自治は、市民一人ひとりの行動から始まります。一人ひとりの市民が自らの発言や行動に責任を持つことは自治の発展にとって重要なことです。

このようなことから、市民自治の主役として協働によるまちづくりを行うには当然責務を負うことが求められるため、ここでは権利と対になる責務について定めています。

この責務は、義務を課しているものではなく、市民が主体的に果たすべき役割を意味するものです。

- 第1項では、市民は、自己決定・自己責任を基本としながら、自らの発言や行動に責任を持って施策の立案から実施、評価に至る過程まで、いずれの過程においても参画することを定めています。
- 第2項では、市民は、それぞれ置かれた立場や境遇は様々ですが市民一人ひとりが平等で、お互いの存在や価値観を認め合うことが重要であることから、人権を尊重し、協力し合うことによって地域生活、公共の福祉を守り育てることを定めています。
- 第3項では、行政サービスを受ける権利を有する一方で市政運営に伴う経済的負担や役務の提供について、それぞれの立場に応じて負担を分かち合うことを定めています。前条第4号の権利のいわゆる役務の提供と本項の負担の分任は、いわば自治運営の基礎となるものです。

・「負担」とは、地方税、使用料、受益者負担金などの法令や条例等に基づく負担だけでなく、地域の美化や防災活動等の役務の提供なども負担としてとらえることができるところから、様々な負担を包括的に含めています。
・「分任」とは、個々の行政サービスの提供に対応する負担を個々に負うことを意味するものではなく、地域社会を維持するために必要な負担を市民全体で分かち合うことをいいます。負担の分け方は必ずしも均分を意味するものではなく、他の条例等の定めによることとするものです。

(事業者の責務)

第7条 事業を営むものは、地域の環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

- ◆第7条は、事業者の責務を定めています。

【解説】

環境問題は、市民も当然責務として担うものですが、特に市民のうち事業を営むものには、事業を営む活動そのものが環境に大きな影響を与えることが想定されます。

このことから、事業活動を行うに当たっては、地域環境を乱すことがないよう自然や生活環境に意を配することとしています。これに加えて、企業の社会貢献の意義が重視され、地域社会の中でもその果たす役割が大きいことから、地域社会を構成する一員として地域への関心を高め、まちづくりに参加し、協力するよう求めています。

■本条は、事業を営むものは環境に配慮しつつ、自らの活動のみならず地域社会の一員であることを認識して、地域社会との調和を図りまちづくりにも努めることを定めています。

(子ども)

第8条 市民、議会及び市は、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。

- ◆第8条は、子どもの健全育成について定めています。

【解説】

子ども期は、人としての人格の基礎が形成され、人として根を張り、幹や枝を伸ばし、葉をつける時期です。また、大人となるための準備期間として、その過ごし方は単に子ども期の幸せにとどまらず、人生を左右する重要な期間でもあります。

この成長過程では家族や学校、そして地域社会の支援が欠かせない時期です。

現に子どもは地域社会の一員であること、また未来に夢を託す貴重な存在です。

子どもの育成環境を整えるためには、家庭や学校だけでなく市民総ぐるみで子どもを守り、育てる取り組みが必要であることから、子どもの健全な育成環境を醸成しようとする姿勢を示しています。

■本条は、三者がともに手を携えて、次代を担う子どもが、健やかに成長する環境をつくるよう努めることを定めています。

(学ぶ機会)

第9条 市は、市民が生涯にわたって学ぶ機会を提供するよう努めます。



◆第9条は、生涯学習について定めています。

【解説】

高度情報化等によって、近年、社会や経済が急激に変化しています。

この変化や社会の成熟化に伴い、幅広い年齢の市民に学ぶことへの意欲が高まっており、こうした市民の学習意欲にこたえるためにも、人が生涯いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現を市民だれもが望んでいます。

特に市民が生涯にわたって学習することは、自らの見識を高めると同時にまちづくりに参画する上でも重要なことです。生涯学習社会の実現は、包括的な意味で市民の権利を保障する上で大切なことです。

市民には市政に関する情報を知る権利、市には市政に関する情報を公開することが定められていますが、情報を共有することは、まちづくりを推進する上では欠かすことのできないものです。

のことから、単に情報の公開や提供をするだけでなく、その内容や制度を理解するための学習(説明)する機会を持ち、市民の主体的な市政への参画を促進しようとするものです。

■本条は、市民が生涯にわたって学習する意識を醸成しつつ、市がその機会を提供するよう努めることを定めています。

・「学ぶ機会」とは、市政に関する学習だけでなく、市民のニーズや時代変化に即した講座(出前講座等)の開設などいつでも、どこでも、だれでも学習ができる環境のことをいいます。

(男女共同参画)

第10条 男女は、互いに認め合い、尊重します。

2 市、議会及び市民は、男女が共同してまちづくりに参画する体制をつくります。

◆第10条は、男女共同参画について定めています。

【解説】

少子高齢化や国際化の進展、人口減少問題等、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現が非常に大切な課題となっています。

社会は男女両性によって構成されているがゆえに、男女の対等な参画なくしてまちの発展はなく、協働のまちづくりは成し得ません。

そのためには、男女が、その人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる地域社会の形成を図る必要があります。

しかし一方では、男女共同参画の理念や社会的性別の視点の定義について、恣意的な運用や解釈が行われないよう努めなければなりません。

このような真の男女共同参画社会を希求するため、男女が互いに尊重し、共に責任を担いつつ、多方面において参画できる機会や体制を構築しようとするものです。

■第1項では、男女は、地域社会においても対等であることから、互いに認めそして尊重し合うことを定めています。

■第2項では、第1項の趣旨を踏まえて、三者が性別にかかわりなく共にまちづくりに参画できる体制の整備を図ることを定めています。

※ 国の男女共同参画基本計画(第2次)では、「社会的性別」(ジェンダー)の視点を次のように定めています。

「社会的性別の視点」でとらえる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。

第2節 コミュニティ等

(コミュニティ)

第11条 市民は、コミュニティ活動の重要性を認識し、その活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市は、コミュニティの自主性、自立性を尊重し、その活動の連携及び強化を図るために必要な施策を講じるよう努めます。

3 市は、公民館を地域におけるコミュニティの連携の拠点として位置付け、機能及び施設の充実、整備に努めます。

◆第11条は、コミュニティの重要性について定めています。

【解説】

豊かな地域社会を築いていくためには、市民相互の交流や地域活動への参加など、市民一人ひとりの潜在意欲を引き出し、相互のつながりや活動の輪を広げ、その中から身近な地域の課題を市民自らが解決する自治そのものの力を高めることが重要です。

コミュニティは、地域の問題解決に資するもの、地域の親睦を深めるものなど地域をより良くする目的で形成されたものであることから、地域社会または市民自治には欠かすことのできない団体です。そのため、地域住民同士だけでなく、地域で働く人、学ぶ人なども含め、より多様な人と人とがつながり合うコミュニティから新たな活動の可能性を見出し、そしてこれらの活動を連携し、さらに強化する必要があります。

この趣旨にかんがみ、市民は、このことを認識し、コミュニティ活動に積極的に参加すること、市はその自主性や自立性を尊重しつつ、施設整備や組織間の連携等にわたって支援策を講じることになります。

地域におけるコミュニティの充実のためには、広報委員会を生かした組織化、自治会組織の把握や運営協力などの支援、連携の拠点である公民館の整備などコミュニティ充実のための基本的な考え方を示しています。

■第1項では、市民は、コミュニティ活動が市民自治の重要な担い手であることを認識しながら、積極的な参加に努めることを定めています。

■第2項では、市の役割として市民自治の担い手であるコミュニティの自主性や自立性を基本に、その活動の連携強化を図るために、支援することを定めています。

■第3項では、地域課題を解決するため、公民館を地域におけるコミュニティの連携拠点として位置づけ、施設の配置を含め、施設の充実に努めることを定めています。

(地域福祉の向上)

第12条 市民は、地域の生活課題の解決を図るため、福祉サービス機関等と連携し、地域福祉の向上に努めます。

2 市は、社会的支援を必要とする市民が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、必要な施策を講じるよう努めます。

◆第12条は、地域福祉の向上について定めています。

【解説】

地域の人と人のつながりは自治の原点です。活力ある自治は、人のつながりによってこそ支えられます。これまでには同じ地域に暮らす者によって、社会的支援を必要とする人と同じ地域に暮らす仲間として助け合い、支え合って地域の自治を形成してきました。

しかし、少子高齢化の進展や核家族化そして住環境の変化に伴って、地域での人のつながりは希薄化し、地域の自治の基盤が脆弱化しています。このような時代背景の中で、市民自治を確立するためには自助、共助を大切にしなければなりません。

そこで、地域の自治を構成する者には、仲間意識を持ち、その地域に暮らす者同士が助け合い、支え合うこと、市にはそのために必要な支援策を講じることによって、協働という名のもとに地域福祉の向上を図ろうとするものです。

■第1項では、同じ地域に暮らす者は、社会的支援を必要とする者の身近な生活上の課題を自らの課題としてとらえ、その解決に当たっては福祉サービス機関等と連携して地域福祉の向上に努めることを定めています。

■第2項では、市は、社会的支援を必要とする者が安心して暮らせるよう公共施設のバリアフリー化等、必要な支援策を講じるよう努めることを定めています。

・「福祉サービス機関等」とは、官、民を問わず保健・福祉・医療サービスを提供するものすべてをいいます。

・「地域福祉」とは、地域に住むすべての人が、同じ地域に暮らす仲間として地域の様々な生活上の課題に目を向けて、その解決策をみんなで一緒に考え、地域ぐるみで解決することを意味します。



第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第13条 議会は、この条例の趣旨にのつとり、市政運営が公平、公正かつ効率的に行われるよう議事機関として、その権能を行使します。

2 議会は、市民に情報を公開し、開かれた議会運営に努めます。

◆第13条は、議会の役割や責務について定めています。

【解説】

自治体の統治機構のうち二元代表制の一翼を担う議会の役割は、まちづくりを推進する上で重要です。

議会は、市長とともに住民の直接選挙によって選ばれる議事機関で、市長と独立対等な地位にあることから、議事運営などを通じて相互の牽制と均衡により自治体の適正な市政運営を果たすことが求められています。さらに、地方分権によって、機関委任事務制度が廃止され首長の権限が強化された一方で、議会にはその責任の範囲が拡大されました。

このようなことから、二元代表制の一翼として議会が持つうる権能(権限や能力)を行使することによって、公平、公正そして効率的に市政運営が行われているかを監視しようとするものです。

これらの議会の権能は、地方自治法にも定められていますが、この条例で定めることによって議会の重要性を強調しようとするものです。

■第1項では、議事機関としての権能を行使することによって、市政運営が公平、公正かつ効率的になされているか監視や牽制することを定めています。

■第2項では、情報の共有ということからすれば、議会が保有する情報や会議で民意がどのように反映され、議論されたかを公開することは当然の責務であることから、公開できる情報を探求することでさらに開かれた議会運営に努めることを定めています。

・地方自治法第115条第1項には、「議会の会議は公開する」と定められていますが、これは絶対的な原則ではなく、同項ただし書きに「所要の手続により出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができる」と定められています。

※二元代表制とは、首長と議会議員それぞれを住民が直接選挙によって選出し、民意は首長と議会が代表することをいいます。憲法第93条は、自治体の首長と議員の双方の直接公選制を定めており、これが一般的に二元代表制を採用していると解されています。したがって、憲法は、首長と議会に相互牽制と均衡によって公平、公正な自治体運営に当たる責任を求めています。

※議会の権限について

議会の権限は、地方自治法によって定められています。主なものは次のとおりです。

- ・議決権(地方自治法第96条)
- ・選挙権(同法第97条・第103条・第182条)
- ・検閲、検査権及び監査請求権(同法第98条)
- ・意見書提出権(同法第99条)
- ・調査権(同法第100条)
- ・請願の受理(同法第124条)



(議員の責務)

第14条 議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たすよう努めます。

3 議員は、市政の課題に関する調査並びに政策提言等を積極的に行うよう努めます。

◆第14条は、議員の責務について定めています。

【解説】

二元代表制の一翼を担う議会を構成している議員は、それぞれの地域における活動を通じて地域の課題や市民の意見を把握しつつ、市全体の観点から将来や市政全般の幅広い視野を持って的確に判断し、その職責を全うすることによって市民の信託にこたえることが重要です。

そのためには、政策提言能力のさらなる向上を図る必要があります。このことから議員の責務をこの条例で明らかにすることによって、議会機能の拡充を図ろうとするものです。

- 第1項では、地域課題を的確にとらえ、公正かつ誠実に民意を市政に反映させるように努めることを定めています。
- 第2項では、市民の信託にこたえるために議会活動の情報や市政の状況等について説明し、報告するよう努めることを定めています。
- 第3項では、公平、公正な立場で市政の課題の調査や政策提言等を積極的に行うよう努めることを定めています。

第4章 市

第1節 市の責務

(市長の責務)

- 第15条** 市長は、この条例の趣旨にのっとり、公平、公正かつ効率的に市政を運営します。
- 2 市長は、市政の透明性を図るため、施策等の経緯及び結果を公表し、その説明に努めます。
 - 3 市長は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ります。
 - 4 市長は、職員を指揮監督するとともに、その能力向上を図り効率的な組織運営に努めます。

◆第15条は、市長の責務について定めています。

【解説】

市長は、議会とともに市民から直接選挙によって選ばれた二元代表制の政治機関であり、市の行政事務を管理運営する執行機関の代表として、また自治体を統括し、代表する地位にあります。地方分権による機関委任事務制度の廃止や権限移譲等により、市長は、自己責任の拡大とともに従来に増して特段の権限が与えられています。市長は地方自治法の定めによる権限に基づいて公平、公正に自治を推進しなければなりません。

また、地方自治法第2条第14項には、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げることが義務づけられていることから、市長の責務として、公平、公正かつ効率的に市政運営を行うことを明確にするものです。

- 第1項では、この条例の趣旨にそって、その権限を行使し、公平、公正かつ効率的に市政運営することを定めています。
- 第2項では、市政の透明性を図ること、また知る権利の保障や情報公開の観点から施策等の経緯や結果を公表することによって説明責任を果たすことを定めています。
- 第3項では、新しい公共の担い手である市民の自主性を尊重するとともに、協働に必要な支援や総合的な施策を推進することを定めています。
- 第4項では、補助機関である職員を指揮監督し、能力の向上を図りながら、効率的で機能的な組織運営やその体制を構築するよう努めることを定めています。

※市長の権限について

- 市長の権限は、地方自治法によって次のとおり定められています。
- ・規則制定権(地方自治法第15条)
 - ・統括、代表権(同法第147条)
 - ・事務の管理及び執行権(同法第148条・第149条)
 - ・総合調整権(同法第138条の3・第180条の4・第238条の2)
 - ・組織権(同法第155条・第156条・158条)
 - ・調査権(同法第221条)



(職員の責務)

- 第16条** 職員は、市民全体のために働くものとしての認識をもち、公平、公正かつ誠実に、透明性をもってその職務を遂行するよう努めます。
- 2 職員は、法令及び条例等を遵守します。
 - 3 職員は、常に自己研鑽を行い、職務の遂行に当たっては創意工夫するよう努めます。

◆第16条は、職員の責務について定めています。

【解説】

職員の服務について定めている地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」ことを定め、第31条では服務の宣誓を義務づけています。

同法は、これらのほか法令遵守義務、職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限等、職員としての基本的な義務を定めています。

したがって職員は、同法の趣旨に基づいて、市長を初めとする執行機関の命を受けて職務を遂行しますが、その遂行に当たっては、市民全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実にしなければなりません。

このことは職員として当然の義務ですが、本条で定めることによって、職員に対し公務員としての自覚、資質の向上や意識改革を促そうとするものです。

■第1項では、市民自治の主役である市民の視点に立って、また市民全体の奉仕者として公平、公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めることを定めています。

■第2項では、前項の定めによる職務を遂行するに当たっては、法令や条例等を遵守することを定めています。

■第3項では、自己研鑽によって自らの能力の向上に努め、また職務においても慣例によることなく創意工夫に努めることを定めています。

第2節 市政運営

(総合計画)

第17条 市は、この条例の趣旨にのっとり、総合計画を策定し、計画的かつ効率的な市政運営を行います。

2 市は、社会の変化に対応できるよう、必要に応じて、総合計画の見直しを行います。

◆第17条は、総合計画について定めています。

【解説】

地方自治法第2条第4項には、「市は事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と定められています。

総合計画は、同法の定めによる基本構想とそれを実現するための主要な施策を示す基本計画や実施計画で構成するまちづくりの総合的な指針であり、各分野別の計画の基本となる重要な計画であることは言うまでもありません。

このように、同法によって法定義務を課されていますが、この総合計画を策定するに当たっては、この条例の趣旨を逸脱しないように、また市政運営においては、この計画にそって効率的に行おうとするものです。また、法定義務であり自治体にとっては当然遵守しなければならないのですが、最高位のこの条例に定めることによって市政運営の基本的姿勢を鮮明にしようとするものです。

■第1項では、この条例の趣旨にそって総合計画を策定し、計画的で、しかも効率性を重んじた市政運営を行うことを定めています。

■第2項では、基本構想は議会の議決を経て見直しますが、基本計画や実施計画は、社会情勢等の変化や市の財政状況に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直すことになります。

※「総合計画」は、政策の優先順位や統合性、効率性、計画性を高め、行政の公平性を確保するために、市が策定する市政運営の方向を示す全体計画のことをいいます。総合計画は、一般的に基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。

(財政運営)

第18条 市は、持続可能で健全な財政運営を行い、その状況をわかりやすく公表します。

2 市は、市政運営の透明性を確保するため、外郭団体及び補助団体等の経営又は収支状況をわかりやすく公表し、適切に指導するよう努めます。

3 市は、保有する財産を明らかにするとともに、適正に管理し、効率的で効果的に運用します。

◆第18条は、財政運営について定めています。

【解説】

市民サービスの向上や市勢の発展を図っていくためには、何よりもその裏づけとなる財政が健全でなければなりません。

地方財政法第2条第1項には、「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め…」と定め、同法第4条の2では、「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」と定められています。

このようなことから同法が定める基本原則を前提として持続可能で健全なる財政運営を行いつつ、市民の市政参画、市政の透明性を確保する観点から、市が出資、補助している団体の収支状況、公有財産の保有状況等をわかりやすく公表するものです。

■第1項では、将来において持続可能な健全財政を堅持しつつ、地方自治法や条例の定めによる財政状況の公表においては市民に理解しやすく公会計(バランスシート、行政コスト計算書等)を活用し、公表するよう定めています。

■第2項では、市政運営の透明性を確保するため、市が出資、補助している団体の収支状況をわかりやすく公表し、適切な指導に努めることを定めています。

■第3項では、市が保有する公有財産を公表し、地方自治法の定めるところにより、適正に管理し、効率的かつ効果的に運営することを定めています。

・「外郭団体」とは、地方自治法第221条第3項の法人のほか、市が資本金、基本金を出資している法人又は団体、市が人的支援を行っているものも含むこととしています。

・「補助団体」とは、事業や活動の経費に充てるため市の執行機関から補助金の交付を受けている団体等すべてを含むこととしています。



※財政状況の公表等

地方自治法第243条の3第1項には、「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない」と定められています。

※出資法人等の経営状況

地方自治法第243条の3第2項には、「普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない」と定められています。

・「第221条第3項の法人」とは、地方自治法施行令第152条第1項に規定する普通地方公共団体が設立した土地開発公社並びに資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社をいいます。

※公共的団体等の監督

地方自治法第157条第1項には、「普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」と、同条第2項には、「当該普通公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる」と定められています。

・「公共的団体」とは、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、体育会等の文化事業スポーツ団体等いやすくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない」とされています。また、民法第34条の公益法人も、その具体的活動が公共的活動に及ぶ限りにおいては公共的団体に含まれます。

※財産の管理及び処分

地方自治法第237条第2項には、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」と定められています。

(予算編成)

第19条 市は、総合計画に基づいて予算を編成し、執行します。

2 市は、予算編成に当たっては、公平性の確保、透明性の向上に努めるとともに、編成した予算の方針及び内容をわかりやすく公表します。

◆第19条は、予算編成について定めています。

【解説】

現下の危機的な財政状況にあって予算の編成や執行は、費用対効果や市民ニーズを勘案して効率的かつ合理的を原則として、最小の経費で最大の効果を發揮できるものでなければならないことは言うまでもありません。

地方財政法第3条第1項には、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」と、また同法第4条第1項には、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と定められています。

このことから、予算編成においては、総合計画に基づく諸施策を展開していくために、限られた財源の重点的かつ効果的な編成に努めること、また予算執行では職員一人ひとりが現下の厳しい財政状況を認識し、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本に、さらなる努力と創意工夫により、経費の節減や計画的で効率的な執行に努めようとするものです。さらに、市民が市政参画するに当たって、その年の予算編成の方針や内容等を知っておく必要があることから、わかりやすく公表することにより、説明責任や市政の透明性を果たそうとするものです。

■第1項では、計画的な市政運営に資するため、予算は総合計画に基づいて編成し、適正に執行することを定めています。

■第2項では、公平、公正を基本として予算編成し、市政参画の観点から編成方針や内容をわかりやすく公表することを定めています。

(行政評価等)

第20条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価等を実施し、その結果を公表します。

2 市は、行政評価等の結果を市政運営に反映するよう努めます。

◆第20条は、行政評価などについて定めています。

【解説】

従来、行政改革は、経費の削減を柱として事務事業の改善が進められてきました。しかし、事業費や職員の削減だけでは真の行政改革にはなりません。

これからは、削減ありきではなく、事務事業の必要性や有効性を見極め、事務事業を実施する中で効率性や経済性の観点に立って、市民が求める必要な事業には積極的に行政資源(財源・人)を投入し、行政サービスの向上を図っていくなければなりません。こうした時流の中で着目されているのが行政評価制度です。

限りある行政資源を有効かつ適正に活用するためには、事務事業を評価し、その拡充や存廃について検討する仕組みを構築することが必要です。さらに行政の透明性を向上させ、より開かれた市政を推進するために市民への説明も必要であり、そのためには職員の意識改革や経営感覚を養うことによって資質の向上を図ることが重要です。

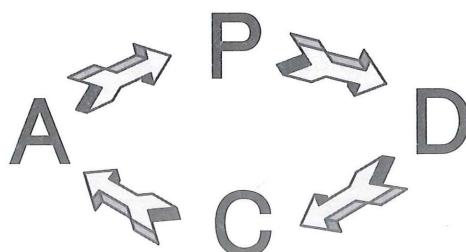
このようなことから、行政評価制度を導入することによって市政運営の質的な改善を図ろうとするものです。

■第1項では、効率的で効果的な市政運営に資するために、行政評価等を実施し、その結果を公表することを定めています。

■第2項では、行政評価によって明らかになった結果を市政運営に反映するよう努めることを定めています。

※行政評価制度について

行政評価制度は、政策や事業等の行政活動について、一定の基準でその必要性、有効性、達成度、効率性などについて評価するもので、一般的には政策評価、施策評価、事務事業評価に区分されています。その内容的な面から言えば、従来の計画(PLAN)、実行(DO)に、評価(CHECK)、改善(ACTION)に結びつけるマネジメントサイクル(PDCAサイクル)の継続的な取り組みを通して、市民への説明責任を果たしつつ、職員の意識改革やより効率的な市政運営へと改善する制度であるといえます。



(外部監査)

第21条 市は、公平、公正かつ効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて、外部監査を実施します。

2 市民は、市に対して外部監査の実施を請求することができます。

◆第21条は、外部監査の実施について定めています。

【解説】

従来、地方自治体の監査は、戦後に制度化された監査委員制度によって財務に関する事務の執行や事業の管理等について行われてきました。

このような中で地方分権へと向かう大きな改革の方向が示され、地方公共団体の監査機能の充実や専門性について、その必要性が論じられ、地方公共団体の自立を促す手段として外部監査人による監査制度(外部監査制度)の導入が不可欠であるとの結論に達しました。

そして、平成9年の地方自治法の改正により都道府県、政令指定都市や中核市での設置が法定化され、その他の市町村では条例の定めがある場合に限り制度化できることとされました。

■第1項では、地方自治法による法定義務のない外部監査を必要に応じて実施することにより、市政の透明性を図り、公平、公正で効率的な行財政運営を確保することを定めています。

■第2項では、市民は、市に対して外部監査の実施を請求することができることを定めています。

また市は、外部監査を実施した場合の結果等や監査を実施させないときの理由等を明らかにして公表することになります。

※外部監査制度について

外部監査制度とは、地方自治法の規定に基づき、監査委員の監査に加え、より専門的で独立した立場から、首長と外部監査契約を結んだ外部監査人が、監査を行うことができる制度です。

外部監査人には、同法の規定により弁護士、公認会計士、税理士や会計検査院、地方自治体の監査、財務事務に10年以上従事していたものなど一定の資格や要件を持つものが選ばれます。この場合には、監査委員の意見を聞くとともに、議会の議決を経て外部監査契約を締結することとなります。

この外部監査には、包括外部監査と個別外部監査があります。包括外部監査は、財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について、自己の判断と責任において特定のテーマを選定し監査を実施します。これは、都道府県、政令指定都市、中核市や外部監査に関する条例を制定している市町村に義務づけられています。

一方個別外部監査は、地方自治法の定めによる住民監査請求、議会や市長の要求があった場合に、監査委員の監査に代えて、外部監査人による監査を求め、監査を実施するものです。この場合の監査は、地方自治体が条例で外部監査人による監査ができることを定めていなければ、これを実施することはできません。

(危機管理)

第22条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保を図るために、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備します。

2 市民は、緊急時に備え、自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合う自主防災組織の充実に努めます。

◆第22条は、危機管理について定めています。

【解説】

市民の身体や生命等の安全性を確保することは、市政の基本的かつ重要な役割です。

今世紀前半にも発生が確実視される南海地震等の自然災害のほか、昨今の不安定な国際情勢や複雑化する社会情勢の中で、テロや感染症等、これまでに想定し得ない不測の事態も予想されます。これらの危機に即応するためには、日常生活から市民一人ひとりの非常時の備え意識の醸成をはじめ、市民、公的機関、事業者等との相互協力体制や近隣自治体との相互応援協定を結ぶなど多面的な危機管理体制を整備し、さらに強固なものにする必要があります。

災害等発生時に何よりも大切なことは身近な地域での市民相互の助け合い、そしてその機動性です。

特に、各地で起こった災害(阪神淡路大震災)においても、公的機関よりもむしろ内外の地域住民等の結集による活動が過半を占め、震災後の復興に大きな力となりました。

このことから、近隣同士で助け合う自主防災組織の結成等によって市民自らが災害等に備える意識を醸成するとともに、日ごろから相互の信頼関係を築いていくことを基幹とした総合的で迅速かつ柔軟な危機管理体制の整備を図ろうとするものです。

■第1項では、大規模災害等の緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性を確保するため、市の危機管理とともに、市民、事業者等、関係機関との協力、連携によって機動性を生かした総合的な危機管理体制を整備することを定めています。

■第2項では、市民自ら災害に備えるとともに、近隣同士で助け合えるように、自主防災組織の結成、充実に努めることを定めています。



第5章 情報の共有

(情報の公開及び共有)

第23条 市は、市政に関する情報を積極的にわかりやすく公開し、市民との情報の共有に努めます。

2 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を請求することができます。

◆第23条は、情報の公開や共有について定めています。

【解説】

協働によるまちづくりのパートナーとして情報の共有は不可欠です。そのためにも、市民がまちづくりについて自ら考え、行動するには、市政に関する様々な情報や考え方などを公表し、その説明責任を果たさなければなりません。

情報を提供することによって市政の透明性の確保を図ることは協働によるまちづくりの起点であり、市民と市が情報を共有することによって初めて対等な議論ができるものです。このことから、市政に関する様々な情報やまちづくりの考え方などの情報を受ける側の視点に立って、内容についてわかりやすくすることはもちろんのこと、広報誌・インターネット・CATV・携帯電話・新聞及びチラシなどを活用して公開し、情報の共有に努めようとするものです。また、今後においては、スーパー・コンビニエンスストアー・銀行などだれもが利用する施設や民間組織の活用も視野に入れます。

■第1項では、条例に基づく公開や情報提供ができるだけ速やかに、しかもわかりやすく行い、積極的な情報の共有に努めることを定めています。

■第2項では、市民が市政に関する情報について、その開示を請求することができることを定めています。

また市は、この開示請求に対し、正当な理由がない限り、誠実に応じることになります。

・「公開」とは、情報公開条例に基づく義務的な公開とまちづくりや市民生活に関する情報を提供することの両方を含むことをとしています。

(個人情報の保護)

第24条 市及び議会は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

◆第24条は、個人情報の保護について定めています。

【解説】

市が保有する情報には市民に関する大量の個人情報が蓄積され、利用されています。特に、今日の高度情報化社会にあっては、インターネットを介した情報流出の危険性が生じるため、十分なセキュリティ対策を講じる必要があります。

市や議会においては、市政に関する情報を積極的に公開する責務がある一方で、市民のプライバシーを守り、個人情報が外部に漏れないよう適正に管理し、その保護に努める義務があります。この条項の内容は、市の業務を請け負った機関及び団体組織(民間等)も同様とします。

ここでは、個人情報の取扱いについての基本的な考え方を示し、市民に信頼される市政の適正な運営を図ろうとするものです。

■本条は、市民の権利利益を保護するため、市や議会が保有する個人情報を法律や条例を遵守して、適正に取り扱うことの義務を定めています。



※個人情報に関しては、原則として本人以外に開示することができませんが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第12条第2項で「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができる」と定められています。

TOWN

第6章 市政への参画

(審議会等への参画)

第25条 市は、審議会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の構成員に公募による市民を含めるよう努めます。

2 市は、審議会等の会議の内容を公開し、必要に応じて、広聴の場を提供するよう努めます。

◆第25条は、審議会等の構成員や会議内容の公開について定めています。

【解説】

市政への参画は、市民が主役の市民自治を確立する根幹です。従前、審議会等の構成員は、行政の意思による市民委員枠はあったものの、公募による委員枠は皆無に近い状態がありました。

今後、市民自治を確立し、協働の名のもとにまちづくりを推進するためには、市民の市政参画や知る権利を保障する手段として、審議会等の構成員に公募による市民を含めることが重要なことになってきます。

このことから、審議会等の構成員の人選に当たっては公募による市民を加えることを基本的な姿勢として示し、事案の意思形成過程から民意が反映できる体制や議論された内容を公開することによって、知る権利の保障や間接的な市政参画ができる体制を構築しようとするものです。

■第1項では、審議会等の附属機関の構成員の人選に当たっては、市民公募枠を設けるよう努めることを定めています。

■第2項では、知る権利や情報提供の観点から会議の内容を公開することとし、場合によっては広聴の機会を設けるよう努めることを定めています。

・「審議会その他の附属機関及びこれに類するもの」とは、地方自治法第138条の4第3項には、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と定め、同法第202条の3第1項では、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする」と定めています。

したがって、附属機関は、委員をもって構成される合議制の機関であるが、執行機関と異なり、自ら地方公共団体の機関として最終的な意見を決定する権限はなく、執行機関の事務執行の前提として、必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関です。加えて、これに類するものには、条例に設置根拠を有しない協議会、委員会や審議会などの附属機関的なものを含むこととします。

・「広聴の場」とは、政策形成過程への市民の参画を促し、市民から行政についての意見、要望等を様々な方法で収集することにより、その結果を自治体の運営に反映させる行政活動のことをいいます。

公聴という言葉がありますが、これは公の機関が重要な案件や市民の権利義務に大きな影響を及ぼす案件について決定する場合に、利害関係者、学識経験者等の意見を聴くことで、その手続き等は法律や条例にその根拠を置くこととされています。

(タウンコメント)

第26条 市は、市民及び市政に係る重要な事項について広く意見を募り(タウンコメントといいます。)、その意見を市政に反映するよう努めます。

◆第26条は、市民意見提出制度について定めています。

【解説】

地方分権によって国、県、市が上下・主従の関係から、対等・協力の関係に変わりました。これから的地方分権時代において自治体は、自己責任と自己決定のもとに国や県に頼らず、従来にも増して市民の意見を反映しつつ、自らの知恵と決断で市政を運営していくなければなりません。

このような時代背景の中で自治体では、市民が主体的に市政へ参画して、協働のまちづくりを推進する上で市民の多様な意見を市政に反映させる機会を確保できる仕組みづくりが必要です。そのための仕組みとして、市民意見提出制度(この条例では、より市民にとって馴染みやすい、まち(タウン)の声(コメント)と呼びます。)は有効な手段です。

COMMENT

従来、市民の意見を反映させる手段として審議会等に市民委員を登用することによって行つてきました。しかし、この手法では、特定の市民や登用された市民のみの意見しか反映されませんでした。そこでタウンコメントを創設することによって、特定の市民だけでなく、幅広く市民全体の意見を求め、その意見を市政に反映させることによってさらなる市民の市政参画を喚起しようとするものです。

■本条は、市民や市政に係る重要な事項について市民の市政参画の観点から幅広く意見を募って提案された意見を市政に反映するよう努めることを定めています。

・「タウンコメント制度」とは、市が重要な施策等に関する計画や条例などを決定する際に、市民に素案の段階で公表することによって広く意見等を提出する機会を設け、その提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行い、提出された意見と市の考え方を公表する一連のことをいいます。一般的にはパブリックコメント制度と呼ばれています。

(住民投票)

第27条 市民、議員及び市長は、市政に係る重要な事項について市民の意思を確認するため、住民投票を請求又は発議することができます。

2 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重します。

◆第27条は、住民投票について定めています。

【解説】

現行地方自治法では、条例の制定改廃請求、議会の解散請求や議員や首長の解職請求などの直接請求権を認めていますが、市が直面する行政課題についての住民投票請求権の定めはありません。

今日のような複雑かつ多様化した社会においては、市民ニーズをより適切に市政に反映させるため、間接民主主義制度を補完する制度として直接民主的な手法を取り入れることが、協働によってまちづくりを行う上では有効な手法であるといえます。

のことから、市民が投票により意見を直接表明することのできる住民投票を制度化することによって、主体的な市民の市政参画を促し、市民自治を確立しようとするものです。

住民投票による請求権は、すべての事案に与えられるものではなく、市政に係る重要な事案に限られ、その具体的な請求事項や年齢、要件等の詳細は個別条例で定められます。

■第1項では、市政に重要な影響を及ぼす事案について、市民や議員には住民投票の請求権を、市長にはその発議権があることを定めています。

■第2項では、第1項の請求や発議によって住民投票を執行した場合の結果を尊重することを定めています。

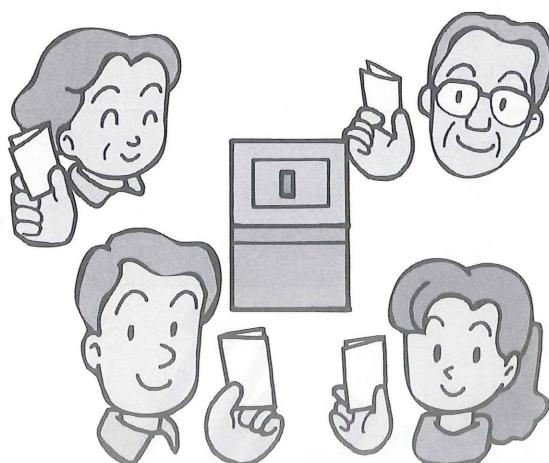
・「市政に関する重要な事項」とは、四国中央市が直面する課題、市の根幹に係る事項や将来において重要な影響を及ぼすような事項に限定されます。

※住民投票は、自治体の重要な問題について市民による直接投票を行うことをいいます。住民投票には常設型と個別設置型の二つのタイプがあり、常設型は住民投票の対象事項や請求、発議の方法をあらかじめ定めて置くことをいい、個別設置型は市民の意思を確認する必要が生じた場合に、市長や議員の提案又は市民の直接請求により、その都度議会の議決を経て定めることをいいます。

当市では、必要なときに迅速に対応でき、規定の署名が集まれば確実に住民投票が実施される「常設型」条例制度が住民にとって利益性が高いと考えています。

住民投票の選択肢は矛盾の生じない二者択一とします。

また、年齢要件については、将来を担う若者（未成年者）が住民投票に参加することは、若者に不利益をもたらすものではないと考えられることから、未成年者の参加を認めることができます。



(苦情、不服等の対応)

第28条 市は、市政に関する苦情、不服等について、迅速に対応し、その解決に努めます。

◆第28条は、意見や苦情等の対応について定めています。

【解説】

市民が市の行為に対して何らかの不服、意見や苦情を述べ、その行為を是正させる仕組みは大別して二つあります。一つは、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に対処するもので行政不服審査制度と行政事件訴訟制度があり、これらの制度は法律で明確に定められています。もう一つは、一般的な行政課題や身近な生活課題の苦情というもので、市が行政等に関する市民の苦情を聞き、その解決を図るものです。

これらの苦情、不服等に迅速に対処するものとして、市の職員自ら対処するもののほか、市民の苦情を受け付け、必要な助言や関係機関に通知等を行う行政相談委員法に基づく行政相談制度によるものがあります。この制度は、市の直接の事務ではなく、国の事務として総務大臣から委嘱された委員がその任務に当たり、オンブズマン制度の一部の機能を有しています。

市民からの意見や苦情、不服等について即座に対応して解決するため、市の組織や体制、さらに職員の意識改革や資質の向上を図り、信頼関係の構築を目指す必要があります。そこで、市から独立した中立の立場で市民の救済や市の監視と改善の提言を行う公的オンブズマン制度の創設が将来的な視野として含まれています。

■本条は、市民が市政に関する苦情や不服等を申し出たときには、迅速に対応し、解決に努めることを定めています。

・「オンブズマン制度」とは、違法又は不正な行政活動(行政過誤)に対する市民の苦情申し立ての救済として、行政審判や裁判等の正式な救済手続以外の手続により、その主宰する苦情処理裁定者(オンブズマン)が中立の立場で、簡易で迅速に市民の権利利益を護るとともに、行政を監視し、行政の改善の提言を行う制度のことをいいます。

第7章 連携及び交流

(連携及び協力)

第29条 市及び議会は、共通する課題を解決するため、国、愛媛県及び他の地方公共団体と広域的な連携及び協力を図るよう努めます。

2 市民は、経済、文化、スポーツ等の様々な取組みを通じて、市外の人々と連携してまちづくりに努めるものとします。

◆第29条は、広域的な連携について定めています。

【解説】

行政需要の多様化や政策課題の広域化に伴い、もはや一つの自治体だけでは解決できない課題が多くなっています。このような事態は、地方分権が進展するにつれて如実に現れます。

こうした状況を踏まえて、共通する課題の解決のために、お互い対等な立場で国、県その他の自治体との連携と協力を図ろうとするものです。

また、市民自らも経済活動、文化交流、スポーツ交流等を通じた取り組みから、市外の人々との連携や交流を通じて、自立した地域を目指すまちづくりに努めることが求められます。

■第1項では、それぞれの自治体が直面する共通課題の解決に当たっては、国、愛媛県や他の自治体と連携と協力を図るよう努めることを定めています。

■第2項では、市民が様々な活動を通じて、市外の人々との連携と協力を図ることで、市民自ら交流意識を高め、まちづくりに努めることを定めています。

(国際交流)

第30条 市民、議会及び市は、平和、文化、地域産業の発展には国際社会との友好関係が重要であることを認識し、交流に努めます。

◆第30条は、国際交流について定めています。

【解説】

我が国を取り巻く社会経済は、あらゆる分野でグローバル化が急速に進行しています。

こうした国際社会を主体的に生きていくためには、我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、広い視野を持って異文化を理解し、そして尊重しながら異なる習慣や文化を持つ人とともに生きていく資質や能力を育成することが重要なことであり、国同士や人々の信頼を醸成し、真の友好関係を築くため、国際交流はその有効な手段です。

私たちは国際社会の一員であることを自覚すべきであることは言うまでもありません。

こうしたことから、私たち一人ひとり、また地域に暮らす人々が一つになって、国際社会の平和維持や人材育成、文化交流意識を芽生えさせ、また、企業の海外進出にとっても国際感覚豊かな人づくりが求められることから、国際交流に努めようとするものです。

■本条は、国際社会の一員であることを自覚しつつ、平和、文化、地域産業の発展には、様々な国や地域の人々との友好関係の重要性を認識して、国際交流に努めることを定めています。

第8章 市民自治推進委員会の設置等

(市民自治推進委員会)

第31条 市は、市民自治の確立並びに協働によるまちづくりを推進するため、四国中央市市民自治推進委員会を設置します。

◆第31条は、市民自治推進委員会の設置について定めています。

【解説】

本市の法体系において最高位に位置づけたこの条例を制定しただけでは、市民が主役の市民自治を確立することはできません。

本条例の施行後は、市民、議会、市がこの条例の趣旨にのっとり、一体となってまちづくりに取り組むことが重要です。

その取り組みについて、具体的な市民参画の方法や進捗状況を審議したり、この条例に適さない取り組みや仕組みについて意見の申し立てをすることができる機関が必要です。

そこで、三者で構成する市民自治推進委員会を設置するものです。

この条例の見直しを行うときは、市民自治推進委員会で十分審議されるべきです。

■本条は、基本理念の達成度や三者が協働の精神にそってまちづくりが推進されているか、審議や意見の申し立てができる機関の設置について定めています。

(条例の見直し)

第32条 この条例は、必要に応じて、見直します。

◆第32条は、この条例の見直しについて定めています。

【解説】

社会変化は著しく、この条例がその時々の社会情勢等に適合しているかどうかを見極める必要があります。

本条では時代の変化によるこの条例の形骸化を避ける意味も込めています。しかし、この条例は四国中央市の最高規範であることから、安易に見直すべきではなく、また見直す場合も慎重に検討しなければなりません。

■本条は、社会情勢等の変化によって、この条例が適さなくなったときは必要に応じて見直すことを定めています。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定めます。

◆第33条は、委任について定めています。

【解説】

この条例の施行に当たっての具体的な仕組みや方法については、個別の条例等で定める必要があることから委任規定として定めています。

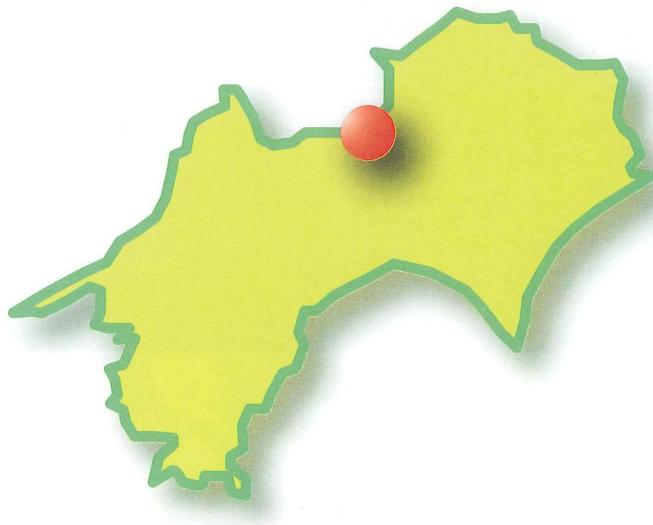
附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行します。

四国のまんなか 人がまんなか

～手をつなぎ、明日をひらく元気都市～

四国中央市



四国一、自治の質感の高いまちを目指して

四国中央市の自治が変わる。



編集/お問い合わせ先

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市企画部総合政策課 TEL:(0896)28-6142